

# 議会改革特別委員会委員長報告

議会改革特別委員会委員長報告を申し上げます。

当委員会は、付託を受けております「議会改革の推進について」を審査するため、閉会中の去る12月1日に開催致しました。

今回は、議会の公開、議会の住民参加、議会の運営等の各項目の中で、すぐに検討できる事項について列挙し、事務局から説明を受けて審査をいたしました。

それでは順次審査の内容について、報告いたします。

各項目については委員から多くの意見、提案がありましたが、当委員会として方向性をまとめました結果を報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

## I 議会の公開について

### ①議会日程の事前公表について は

ホームページでの事前公表は、次期日程案が前の定例会最終日に示された時点で速やかに「案」であることをことわった上で公表する。又、議会本会議、委員会開催中においては、「開催中」等との表示を市役所玄関に設置することとし、及び各コミュニティセンターにもポスター等の掲示の方法で市民に周知し、傍聴者の増加に努める。

### ②傍聴者等への議案関連資料の公開について は

当面、現状の資料等の配布に「市議会のしおり」の配布を追加することとし、議員と同程度の議案・議案資料等の提供は、今後傍聴者アンケート等を参考に段階的に検討していく。

### ③政務調査費の使途公開について は

終了した年度分についての会派毎の政務調査費収支報告書をホー

ムページで公表するとともに、議会広報でその旨市民に周知する。

又、領収書等の書類については、議会事務局で常時閲覧可能とする。

## Ⅱ 議会の住民参加について

### ①委員会、全員協議会の傍聴について は

現在、常任、特別委員会等は5名までの傍聴に制限しているが、委員会室でのイス設置可能数程度の人数の傍聴を認める。常任委員会の日程をずらした開催についても検討していく。

### ②請願・陳情者の会議での直接説明について は

委員会での審査、協議において、事前に請願者等から説明したい旨の要請があった場合には、説明の機会を保障する。

## Ⅲ 議会の運営等について

### ①自由討議の場について は

現在、議会全員協議会を議会運営等に関する自由討議の場に設定し、傍聴も認めていることから、地方自治法に基づく正式な会議として位置付けていく。

### ②議会運営委員会について は

委員会の傍聴、当局の出席の必要性等、議会運営委員会で検討していく。

との方向性を取りまとめました。

尚、第1回委員会で確認し、委員長報告いたしましたとおり、すぐにも実施可能なものについては、最終の提言を待たずに、その都度、他の会議等で実施の方向性を検討し、決定していくこととしておりますので、まとめさせていただきました方向性に基づき、早期に実施できるよう検討をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

当委員会と致しましては、「議会改革の推進について」は検討してい

なければならぬ多くの課題があることから、これからも引き続き審査し、議論を深めてまいりたいと考えております。

これをもちまして、議会改革特別委員会の中間報告とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。